

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する 規程

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の給与に関する規程第12条に規定する特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額及びその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の支給の範囲)

第2条 特殊勤務手当を支給できる職員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 放射線を取り扱う業務に従事する職員
- (2) 医師として医業に従事する職員
- (3) 看護師又は准看護師として看護業務に従事する職員
- (4) 医療技術員として待機を命ぜられた職員
- (5) 防疫等作業に従事する職員
- (6) その他理事長が定める職員

(放射線を取り扱う業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第3条 放射線を取り扱う業務に従事する職員の特殊勤務手当は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下、「法人」という。）施設内の放射線管理区域内において、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に常時従事する診療放射線技師および放射線助手に対して支給する。

2 前項の手当の額は、日額500円を超えない範囲で理事長が定める額とする。

(医師として医業に従事する職員の特殊勤務手当)

第4条 医師として医業に従事する職員の特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別調整手当
- (2) 医長手当
- (3) 医師研究手当
- (4) 救急患者主治医手当
- (5) 診療業績手当

2 特別調整手当は、医業に従事する医師に月額20万円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

3 医長手当は、医長の職にある医師に月額5万円を超えない範囲で理事長が定め

る額を支給する。

4 医師研究手当は、病院診療の向上のため、各種医学会の研究費として医業に従事する医師に月額10万円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

5 救急患者主治医手当は、通常勤務時間以外の時間において救急患者が入院したときに、主治医として治療に従事した場合は、患者1人につき1万円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

6 診療業績手当は、理事長が特に顕著な業績があったと認めた医師に対し、予算の範囲内において理事長が定める方法により算定した額を支給する。

(看護師又は准看護師として看護業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 看護師又は准看護師として看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 夜間看護手当

(2) 手術看護業務手当

(3) 待機手当

(4) 処遇改善手当

2 夜間看護手当の額は、その勤務1回につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を支給する。

(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円

(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,000円

3 手術看護業務手当は、手術科に勤務する職員で手術業務に従事した職員に対し、日額500円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

4 手術業務又は訪問看護業務のため待機した職員には、その待機手当として、日額1,000円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

5 処遇改善手当は、新型コロナウイルス感染症の影響による、地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、看護業務に従事する看護師、准看護師及び理事長が定める職員に対し、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく看護職員等処遇改善事業の対象医療機関である場合に限り、月額12,000円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

(医療技術員として待機を命ぜられた職員の特殊勤務手当)

第6条 医療技術員として検査、放射線業務、医療機器の操作及び保守点検のため

待機を命ぜられた職員には、その特殊勤務手当として、1回につき1,000円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第7条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者の診察、検査及び看護又は消毒作業に従事した職員には、その特殊勤務手当として、日額500円を超えない範囲で理事長が定める額を支給する。

(特殊勤務手当の支給方法)

第8条 日額の特殊勤務手当は、職員がその日の特殊勤務作業に従事した時間が4時間に満たない場合は、各規定に定める日額の100分の50に相当する額を支給する。

2 第4条第6項に規定する診療業績手当の支給日及び支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務実績簿)

第9条 命権者(その委任を受けた者を含む。)は、特殊勤務手当実績簿(別記様式)を作成し、特殊勤務の作業に従事した職員の氏名、日付、作業の内容及びその時間数その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を記録し、保管しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規程の施行日前に地方公務員法その他関係法令、香取市病院事業企業職員就業規程、その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。

(看護師又は准看護師として看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

3 第5条の規定に関わらず、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター給与規程第5条第1項に規定する医療職給料表（三）級別基準職務表で3級の職員で主任看護師の職に相当する職員及び4級の職員で副看護師長に相当する職員には当分の間、施行日前に支給されていた特殊勤務手当を支給する。

附 則（令和4年9月26日 独香管規程第6号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日 独香管規程第7号）

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日 独香管規程第17号）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。